

## ◎韓国IPGの活動

・第36回韓国IPGセミナー「発明やデザイン、ブランド名から  
ビジネスの未来を予測する～IPランドスケープ～」を開催  
しました

## ◎IPを知ろう

IPニュース 05

「新・知財最前線は今」 06

- 芸能人写真などの無断使用は注意！
- 世界で唯一、女性発明王エキスポが開催！
- 元祖ビッグデータとしての知財情報を分析して、  
未来を見通すビジネス戦略策定！



## 韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>  
韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運  
営されており、会費は無料です。



## 事務局からのお知らせ

冬本番となってまいりました。皆様いかがお過ごしでしょう  
か？ ジェトロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/korea-ip/>) には、最近の韓国知財ニュースや法改正情  
報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



## CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は  
全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ておりま  
す。無断での転載はご遠慮ください。



## 知財トリビア!

第8回美しいインクル商標に選定された「ナドゥルガゲ」は、  
「出入りしやすいお店」という意味であるか?

① ○ ② ×

※ 回答は(4頁)下部に記載してあります。

## ◎韓国IPGの活動

## 第36回韓国IPGセミナー「発明やデザイン、ブランド名からビジネスの未来を予測する～IPランドスケープ～」を開催しました



第1部「知財情報がなぜビジネス戦略に役立つのか」講演風景

知財情報をビジネスに活用する動きは、日本や韓国でホット 이슈 となっ  
ています。韓国においても2023年9月だけでも、特許情報や商標情報等を  
ビジネスに応用する手法に関するイベントである、「PATINEX (パティネックス)」、  
「2023年商標ビッグデータカンファレンス」、「特許情報活用促進のための  
国会討論会」などが、韓国特許庁の主催で相次いで実施されました。  
知財情報をビジネスに活用するこれらの手法に関して、日本ではIP  
ランドスケープ、韓国ではIP R&Dと呼ばれています。今回、IPランド  
スケープについて、主に韓国においてどのような実情であるのか等を理  
解する場として、2023年11月7日に、第36回韓国IPGセミナー(特許  
庁委託事業)「発明やデザイン、ブランド名からビジネスの未来を予測  
する～IPランドスケープ～」を開催しました。

今回のセミナーは、第1部と第2部に分け、第1部では、「知財情報が  
なぜビジネス戦略に役立つのか」という内容で、ジェトロ・ソウル事務  
所の 大塚副所長が解説を行い、第2部では、冒頭「知財情報への期待」と  
題して、企業における将来予想について、韓国IPGリーダーであり、株  
式会社韓国日立の大谷 徹代表理事・社長から、お話をいただきました。  
またその後、「グローバルな企業経営において重要なIPランドスケープ  
の活用事例」と題して、金・張法律事務所の、鄭澈煥(ジョン・チ  
ョルフアン) 弁理士、鄭然太(ジョン・ヨンテ) 弁理士から解説を  
いただきました。

また、第1部は、セミナー会場に 対面参加形式のみとして、第2部  
からは、セミナー会場のご参加に加えて、オンラインで参加いただく  
形式を組み合わせ、ハイブリッド

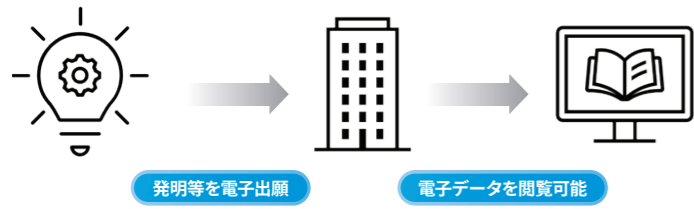


形式で開催しました。ハイブリッド形式としたことで、日本と韓国の両国から100名を超える参加者となりました。

知財情報がなぜビジネス戦略に役立つのか

第1部「知財情報がなぜビジネス戦略に役立つのか」では、各国特許庁が所管する、特許権、実用新案権、商標権、意匠権などの知財権に関する情報を、どのようにビジネスへと活用できるのかの解説がなされました。

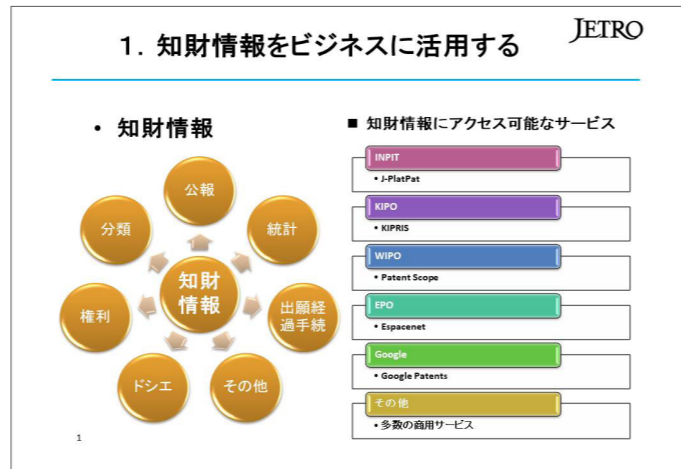
前提として、これらの情報が電子データとして保存され、誰でも自由に分析が行うことができるようになったところが大きな要素として存在します。例えば、特許権取得のための手続きである特許出願は、現在では電子出願がそのほとんどを占めており、紙による出願がなされた場合であっても、その紙上の情報を電子化して電子データとして保存されています。この情報は、特許庁で管理され、インターネットを通じて現在では、誰でも閲覧可能となっています。



電子出願と、電子データの閲覧について関係模式図

韓国特許庁においては、電子出願を、世界で初めてインターネットを基盤として可能とした実績があります。この実績は、行政安全部主管の「政府イノベーションの最初・最高事例」にも選定されています。韓国特許庁の電子化の歴史は古く、1992年に行われた「特許行政電算化7か年計画」の策定から始まり、特許庁の業務全般に対する情報化を推進して1999年1月にオンライン特許行政システムの「特許ネット」をリリースしました。これにより、出願から審査、登録、審判まですべての過程が電子化され、様々な効率化がなされることとなりました。現在では、年電子出願の割合が98.8%に上り、出願人から好評を得ていることがわかります。その後も、2005年の24時間365日電子要望サービスの提供や世界初の国際特許出願オンラインサービスの開始、2006年に国民向け電子出願プラットフォームの「特許路」をリリース、2020年に世界初モバイルを活用した出願サービスの開始など、システムを持続的にアップグレードするなど、継続的なシステムの発展が行われています。

このような電子出願の仕組みに支えられ、また韓国以外の国々でも同様に、産業財産権に関する出願情報などが蓄積され、公開されています。これらの情報には、様々な情報が含まれ、情報提供手段も多く存在します。日本では、INPITが提供するJ-PlatPatから、韓国では、KIPRISからこれらの情報を取得することができます。公的機関以外でも、例えばGoogleの提供するGoogle Patentsなどは有名なツールとなっています。



知財情報とアクセス可能なサービスの一例

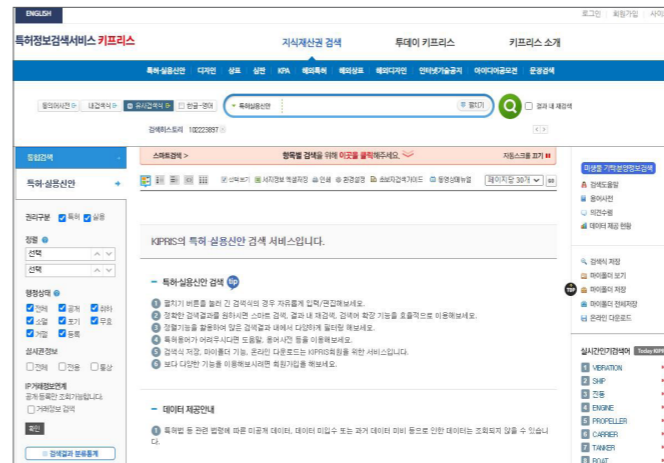
今回のセミナーでは、日本でよく利用されているJ-PlatPatを実際に用いて、特許、意匠、商標についての検索を行い、仮想のビジネス検討において、どのように知財情報を活用できるのか解説を行いました。



J-PlatPatの検索画面 (特許・実用新案検索)

【0011】 【発明が解決しようとする課題】本発明は、上記の欠点を解消するためになされたもので、その目的とするところは、均一な餅食感を呈し、しかも長期にわたって出来たての餅食感が味わえる餅がまほこおよびその製造方法を提供することにある。 【0012】 【課題を解決するための手段】餅は、澱粉のβ化とともに固くなるため、それをかまぼこに混合したとき、違和感を感じる。そこで、本発明者は、一体感のある餅食感を呈し、しかもその食感の劣化がなく、賞味期間中出来たての食感を楽しめる餅がまほこの検討を鋭意進めた。その結果、β化を抑制した餅と、座りを抑制した魚肉すり身を別々に調製し、混合後、加熱形成する方法により均一な餅食感を呈し、しかも劣化の極めて少ない餅がまほこを得られるということを見出した。さらに、餅と魚肉すり身を混合する際に、混合条件を所定範囲に設定することにより、餅食感の劣化・経時的変化がないということを見出した。 【0013】 すなわち、本発明の餅がまほこは、単種類および二種類からなる群から選択される少なくとも一つの餅類を3.0~9.0重量%含有する餅と、食用油を7.5~17.5重量%含有する魚肉すり身とを混合されてなり、そのことにより上記目的が達成される。

J-PlatPatにおける特許検索結果の一例 (キーワード検索を全文対象に行った結果であり、キーワードがそれぞれの色で反転表示され、探索したい情報へのアクセスも容易なものとなる。)



KIPRISの検索画面 (特許・実用新案検索)

従前は、知財情報の主な利用目的は、過去に同じ出願が存在したか否かという確認、いわゆる先行技術調査等に用いられることが多数でした。一方で、知財情報は、技術情報のみならず、経営戦略等に資する情報も多数含まれており、また、様々な業種や年代、国の情報を分析することが可能です。技術情報のみならず、企業名や発明者などの情報もあり、様々な観点からビジネス戦略の考察も可能です。また特許であれば技術書としての特色もあるため、技術的な原因・対策の探索などにも活用が可能です。

商標に関する情報からも有意義な分析が可能です。例えば、韓国特許庁が9月13日に公表した「2023年商標ビッグデータカンファレンス」開催についての中で、次の事例が紹介されていました。

「テスラは、2021年5月に西洋料理のレストランなどに商標を出願し、2023年8月に西洋料理のレストラン、充電スタンドの設置について承認を受けた。現代自動車は、2018年11月に西洋料理のレストラン・

ホテル・自動車修理業に商標を出願し、2021年11月に複合文化空間「Genesis House New York」をオープンした。自動車から充電スタンド、西洋料理のレストランなど顧客ニーズに答えるオーダーメイド型サービスまで事業拡張していくことを、商標を通じて予め確認することができた。」

この事例は、商標情報に関して、どの分野で権利を取得するのかという情報を見て、ビジネス展開をどの事業領域で行う予定であるのかを予測するヒントとなる事例です。単独の商標情報のものからであっても、このように企業戦略の一端を確認することができる良い事例と言えます。

知財情報への期待

第2部冒頭におきまして、韓国IPGリーダーの大谷氏から、企業活動における将来の事業検討について、どのような観点が重要であるのか、第2部導入としてお話をいただきました。一般的には、市場ニーズを確認して、そのニーズにこたえるような事業展開を検討する、いわゆるマーケットインのアプローチが重要であるといわれています。しかしながら、マーケットイン一辺倒ではなく、売り手が自社商品についていかに価値を高めて販売できるか、いわゆるプロダクトアウトのアプローチも重要である、という点の解説をいただきました。プロダクトアウトにおける商品価値の向上には、知財が大きくその役割を果たす可能性もあり、この点についても、IPランドスケープの面から戦略策定に可能性が見いだせます。



第2部「知財情報への期待」講演風景



● グローバルな企業経営において重要なIPランドスケープの活用事例



第2部「グローバルな企業経営において重要なIPランドスケープの活用事例」講演風景

第2部のメインセッションでは、IPランドスケープの専門家である、弁理士のお二人から「グローバルな企業経営において重要なIPランドスケープの活用事例」と題して、解説をいただき、最後に質疑応答の時間を設けました。

IPランドスケープに関する基礎的な知識をはじめ、これまでの政府主導のIP R&Dについての支援の歴史、韓国特許庁及びKISTAによる情報提供や、活用事例などについて、解説が行われました。特許などの知財情報をはじめ、その他の非知財情報を含めた複合的な分析により、より将来を予測する制度の高い手法についての解説なども行われました。

質疑応答では、「会社内でIPランドスケープのような取り組みを行う場合に、どのような部署で行うことが最適であるのか、また人材育成をどのように行うべきか」という質問や、「日本と韓国、双方からの知財活動において、IPランドスケープの可能性について」などについて、講師から解説をいただきました。例えば日本から韓国への事業展開を検討する場合に、IPランドスケープをどのように活用できるのかという点については、分析手法として、韓国での論文や広報誌などの分析を含む場合は、やはりその現地の言語に精通した者の分析は有用であるなどの意見をいただきました。

以上、「発明やデザイン、ブランド名からビジネスの未来を予測する～IPランドスケープ～」セミナーのごく一部を紹介させていただきました。ここでは紹介しきれなかった内容も数多くあり、また日々最新の情報も出てきています。韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信も行っていますので、ぜひご参照ください。📄

韓国知財ウェブサイトによる知財情報発信

- 韓国知的財産ニュース (メルマガも月2回発行)
- 法律改正情報、政策情報、統計情報
- 知財判例データベース (2001年以降の知財判例500件以上について概要や専門家からのアドバイスを蓄積)
- 各種調査報告、マニュアル等



<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>



知財トリアの回答

正解は ① ○ です。「ナドゥルガゲ」は「ナドゥルモク (IC交差点のハングル語)」などで使われる「ナドゥル (出入りしやすい)」の意味から業種の特徴が伝わり斬新な表現だと評価されました。「ナドゥルガゲ」で「出入りしやすいお店」という意味になります。(2023年10月10日付け知的財産ニュースに掲載)。

※ジェットロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

① 審決日予告制等審判当事者の利便性向上、7月から制度施行

| 韓国特許庁 (2023.7.4.)

特許審判当事者が審決予定日を事前に正確に案内してもらえる審決日予告制が導入され、迅速・優先審判制度が一層体系的に整備される。韓国特許庁の特許審判院は、このような内容を盛り込んだ「審判事務取扱規程」等の訓令改正案が2023年7月から施行されると発表した。審判当事者が審決予定日を事前に正確に案内してもらえる審決日予告制が導入される。審決日予告制は、審理最終通知書に審決予定日を記載することにより審決日に対する不確実性を解消し、訴訟提起の有無など今後の紛争に備えた計画を可能にするため、当事者の利便性が向上すると期待される。

従来は、審判事件の審理が終了したことを通知する審理最終通知書に正確な審決日が記載されていなかったため、審判当事者は審理最終通知書を受け取った後も最大20日まで審決を待たなければならないという不便があった。

そして、早急な処理が必要な審判事件と関連し、迅速・優先審判制度が見直される。類似している迅速・優先審判の対象を統合・整理して制度利用の利便性を高め、比較的緊急性の低い事件は迅速・優先審判の対象から除外することで一般審判事件の処理期間が過度に伸びないように、制度を見直す予定である。

② 韓国特許庁、知的財産犯罪捜査・行政調査専任組織発足2周年記念式を開催

| 韓国特許庁 (2023.7.26)

韓国特許庁は、2021年7月、国の産業競争力の中枢をなす主要技術の流出と知的財産侵害および不正競争行為を防ぐための捜査・調査専任組織を新設した。それに伴い、従来の産業財産調査課を専門分野別に技術警察課、商標警察課、不正競争調査チームに拡大・再編し、捜査・調査人員を47人から58人に増員した。

技術警察課は、技術犯罪の迅速・正確な捜査を通じて知的財産侵害に積極的に対応した結果、760人を刑事立件し、商標警察課は、模倣品の取り締まりのためにオンラインおよびオフライン市場に対する全方位的な捜査を実施した結果、929人を刑事立件し、模倣品約45万点(真製品価額840.9億ウォン相当)を押収するなどの成果を上げた。不正競争調査チームは、韓国国内に広く知られている他人の商標・商号などを不正に使用するなどの不正競争行為に対して行

政調査を行った。特に、2022年の不正競争行為の通報件数は計152件で、2017年の調査・是正勧告制度の施行以来、過去最多を記録した。

特許庁は、これからも迅速かつ実効性のある被害救済のため、制度の改善に継続して取り組む計画である。

③ 第四次産業革命技術の特許出願、10年間年平均14.7%成長

| 韓国特許庁 (2023.9.11.)

韓国特許庁は、最近10年間(2013年～2022年)の第四次産業革命技術分野の特許出願統計を分析・発表した。発表によると、2013年7,057件に過ぎなかった第四次産業革命技術分野の特許出願は、2022年24,341件に達し、ここ10年間で約3.4倍増加した。

細部技術分野別に見ると、「AI」分野が最も高い(27.2%)割合を占め、「デジタル健康管理」(23.0%)と「自動運転(21.7%)」分野の順となった。特に、AI分野の出願増加率は、第四次産業革命技術分野全体の出願増加率(14.7%)をはるかに超える39.6%と、AI技術が第四次産業革命技術の成長をけん引していることがわかった。

また、融合技術の出願件数が急速な増加(年平均増加率37.8%)を見せており、融合化傾向は当分の間続く予想される。

今回発表した「第四次産業革命技術分野特許統計」は、特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)から確認することができる。

④ 日韓特許庁長官会合の後続措置として両庁局長級会合を開催

| 韓国特許庁 (2023.9.15.)

韓国特許庁は、9月15日(金曜)に、日本国特許庁(東京)で日韓特許専門家による「日韓法制度部長級・実務者会合」に出席し、両国の特許法制度関連懸案事項と今後の協力事項について情報を共有したと発表した。会合は、今年の5月、6年ぶりの再開となった「日韓特許庁長官会合」の事後措置で、特に、日韓法制度分野の初の実務協議会の発足という点で意味がある。

両国は、AI発明者の認定可否、そして発明者として認定された場合、現状の特許法制度に必要な改正などについて情報を共有した。

また、6月に米国で開催された五庁長官会合の主要テーマ「包摂的な知的財産システムによる気候変動への対応」に関する情報も共有した。日本は、「グリーン・トランスフォーメーション技術区分表(GXTI)」を導入した経験を紹介し、韓国は現在完成段階にある「韓国型グリーン技術特許分類体系」と、この分類体系の対象となる特許出願に対する早期審査支援計画を発表した。

さらに、両国は、B+会合で海外に進出する両国企業と発明者を保護するため、日韓の主導のもとで公知例外主張など、特許制度の実体的事項について国際調和を推進することに合意した。📄



## 芸能人写真などの無断使用は注意！



2023年6月26日、韓国特許庁は、芸能事務所等へのパブリシティ権契約・侵害現況実態調査結果の発表を行いました。今回はその詳細についてお伝えします。

### 1. 「パブリシティ権」とは？

「パブリシティ権」は「肖像権」とも呼ばれ、氏名や肖像、署名などがもつ財産的価値を独占的、排他的に支配する権利（商業的に利用できる権利）とされています。換言すれば、人気アイドルの写真などを無断で使用して、あたかも本人が商品を宣伝しているような宣伝行為を行えば、当該権利の侵害となり得ます。

韓国においては、第3次国家知的財産基本計画の5大戦略の1つに「新韓流の普及をけん引するKコンテンツの育成」が挙げられ、当該戦略を推進する上でも、「パブリシティ権」の取り扱いが重要となっています。

### 2. 芸能事務所等への調査結果

今回実施された調査では、韓国国内の映像、スポーツ等主要産業の関連事業者82社を対象に、パブリシティ権に関連する契約の現況や侵害現況などが調査されました。これによると、権利に理解はあるものの、事業者側のパブリシティ権の専門人材が不足気味であり、対応に難航している実情がうかがえます。

#### 2.1. 認知度

芸能事務所のパブリシティ権に対する認知度、および、契約書に当該権利に関連する事項を含むか否かについていずれも80%前後の回答結果となっています。さらに踏み込んで3社に2社は不正競争防止法の改正によりパブリシティ権の保護が可能になったという事実を知っていました。芸能ビジネスにおける実務では、当該権利による保護が重要であり約8割の事務所が何らかの対応を講じていることがわかります。

ここで、契約書に含まれるパブリシティ権関連事項は、肖像（88.2%）、氏名（76.5%）、芸名（64.7%）、音声（50.0%）、身体形態（写真・絵など、42.6%）の順となっています。現状では、この順で重要性が認知されていますが、将来的には、OTTやSNSを含めたWEB上での展開など、現状とは違う要素の重要性も上昇するものと思われます。


### 2.2. 侵害状況

パブリシティ権侵害を経験した芸能事務所は全体の8.6%であり、最も高かった類型は、所属芸能人の顔などを無断で広告に利用する「広告出演契約なしに無断利用」（57.1%）であると報告されています。また、芸能事務所が最も困難性を感じている事項は、「パブリシティ権が侵害されたという事実を突き止めること」（64.6%）の回答が最多となりました。事実の突き止めに困難性の高い現状では、権利侵害は氷山の一角である可能性もあります。また、80%以上の芸能事務所は、現状では社内にパブリシティ権の専門チーム・人材を保有していないと回答しており、人材育成や人材確保が急務となっています。社内での対応に限界がある場合は、専門家への相談も有効と考えられます。

### 2.3. 侵害時の対応

パブリシティ権侵害行為は、不正競争行為に該当して民事上の損害賠償請求および侵害差止請求が可能であり、特許庁行政調査の対象に該当します。行政調査を申請して進める場合、費用は全額無料で、韓国特許庁内部に調査の専門組織（不正競争調査チーム）による迅速・公正な調査が行われるとのことです。調査の結果、侵害行為が認められる場合、違反行為者に行為を差し止める是正勧告が下され、是正勧告を履行しない場合は違反行為の内容などがメディアに公表されるなど、影響力のある有効な対応となっています。

### 3. 知的財産権の重要性

韓国特許庁は、BTS関連偽造品の取締りで2030釜山エキスポの誘致をサポートするなど、これまでもKポップ関連韓流コンテンツの重要度の高まりとその知財保護の重要性に即した対応を行っています。また、パブリシティ権のみならず、特許・商標・意匠・著作権・ライセンス等、知財を活用したビジネスモデルが重要性を増しており、企業活動や、国民の意識向上が一層重要となってきています。なお、アイドルのみならず一般の人物に対しても、知的財産権の取り扱いには十分ご注意ください。 

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュ) 2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPIT知財人材部長等を経て現職。

## 世界で唯一、女性発明王エキスポ開催！



2023年7月20日から3日間、KINTEX（京畿道高陽市）において、女性発明家の発明を一堂に見ることができる世界で唯一の展示会「2023女性発明王エキスポ」が開催され特許庁から報告が出ましたので解説します。

### 1. 女性発明王エキスポ詳細

「2023女性発明王エキスポ」は、韓国特許庁が主催し、韓国女性発明協会が主管として開催され、19か国約330人が参加するイベントとなりました。タイトルのとおり「女性」が主役のエキスポで、女性の発明家や工業デザイナーが、実際に特許権や意匠権を出願・登録した作品を見ることができるイベントとなりました。主催の長である韓国特許庁のイ・インシル特許庁長は、「『女性発明王エキスポ』は、女性発明品の優秀性を一堂で体験できる世界唯一の展示会だ」とし、「知的財産を基盤とした女性企業家の成長事例が国民に広く知られることを期待する」と述べたということです。なお、イ・インシル特許庁長は、韓国特許庁初の女性庁長でもあり、女性発明家を支援する当該エキスポへの意欲も高いものと思われます。また、主管の韓国女性発明協会は、世界初の女性発明家協会でもあり、韓国は世界で最も女性発明家の支援環境が整っているといえます。今回のエキスポは2つのイベントを同時開催する形で構成され、具体的には「第16回大韓民国世界女性発明大会」と「第23回女性発明品エキスポ」が開催されました。

#### 1.1. 「大韓民国世界女性発明大会」

「第16回大韓民国世界女性発明大会」は、19か国354点の女性による発明品を対象に、初日に現場審査が行われ、最終日の授賞式で大賞、準優勝、金・銀・銅賞、国内外関連機関の特別賞などが授与されました。152の発明は韓国から、202の発明は18か国の韓国外からの発明となり、韓国外からも多くの発明が集まっています。

大賞（グランプリ）は、チャン・グムジャ代表（韓国）の「カカオの発酵糖漬けを活用した自然発酵カカオとチョコレート」が選ばれました。チャン代表は、韓国人の好みに合うチョコレートを開発し、さらに桃や黒ごまなど韓国産農産物を混ぜ、ヴィーガンであっても食することが可能な多様性のある製品を創り出しました。準優勝（セミグランプリ）は、チャン・ヒョンシルさん（韓国）の「非常電源付き道路交通安全施設物」、イム・ウンチェさん（韓国）の「総合思考力学習コンテンツを保存した保存媒体である総合思考力学習システムおよび総合思考力学習方法」、ホ・ヒェスクさん（韓国）の「弾性チ

ューブに洗淨水の繰り返し注入機能が付いている洗淨水詰め替え用衛生ビデ」、Dina Saif AL-Mshhariさん（イエメン）の「地雷探知のためのS.A-SAIF」、Razan Alkalbaniさん（オマーン）の「X線吸収塗料」がそれぞれ受賞しました。日本からの受賞者は今回ありませんでした。


#### 1.2. 「第23回女性発明品エキスポ」

「第23回女性発明品エキスポ」は、女性が主体の発明企業113社の発明品が、生活（リビング）&室内装飾（インテリア）、化粧品（ビューティー）&ファッション、教育&情報技術（IT）、健康&医療機器などのテーマ別に展示され、実際の発明品を体験し、購入できる形式で開催されました。参加企業のうち20社を対象にライブコマースも行われたということです。女性発明家の発明品が、アイデアでとまらずイノベーションに結び付き、実際にビジネス展開できる機会は非常に素晴らしいことです。

### 2. 女性発明家の活躍と飛躍

女性初のノーベル賞受賞者であるマリ・キュリー氏や、昨今日本でも教育法に注目が集まっているマリア・モンテッソーリ氏など、世界的にも女性による偉業はなされてきました。韓国においては、世宗大王時代に数々の発明を行った偉大なる科学者、蔣英実（チャン・ヨンシル）にちなんで、蔣英実賞が存在しますが、この賞を受賞した女性の数も年々増加しているとの報告があり、韓国においても女性発明家の活躍が進んでいます。

### 3. 女性が活躍できる社会

世界中でESGの観点から重要視したビジネスが重要度を増しています。Environment（環境）・Social（社会）・Governance（企業統治）に配慮した企業へ投資を優先させるESG投資の流れが主流となっています。特に、Social（社会）に関連して、「ダイバーシティ&インクルージョン」が求められており、女性の活躍やリーダーシップが重要な指標となっています。女性が活躍できる社会は、平等という観点においても重要ではありますが、実現するためには、私生活も考慮した社会基盤が必要であり、皆で支えあい、多様性を許容できる社会構造の実現が望まれます。今回紹介しました韓国国内での取り組みをきっかけとして、発明を通したその実現に可能性を感じます。女性発明家を後押しする、世界で唯一の当該エキスポに参加した皆さんが活躍し、素晴らしいビジネスを創り、世界に羽ばたくことを期待したいと思います。 

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュ) 2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPIT知財人材部長等を経て現職。



## 元祖ビッグデータとしての知財情報を分析して、未来を見通すビジネス戦略策定！



2023年9月に、特許情報や商標情報等をビジネスに応用する手法に関係するイベントである、「PATINEX」、「2023年商標ビッグデータカンファレンス」、「特許情報活用促進のための国会討論会」が、韓国特許庁の主催で相次いで実施されました。知財情報をビジネスに活用する動きは、日本や韓国でホットイシューとなっています。今回は、知財情報の活用について解説を行います。

### 1. 知財情報とは

「知財」といっても幅広く、様々なものが含まれます。中でも特許、意匠、商標に関しては、特許庁への出願手続きを行い、その情報が公的に管理されることから、信頼性も高く、また内容自体も、発明やブランドロゴ、デザインはもちろんで、その発明者・製作者や、企業、年代、場所等、様々な情報が含まれています。これらの知財情報は、かなり昔の情報からデジタルデータとして保存されており、現在では、様々な国のこれらの情報を誰でも入手することが可能です。知財情報を活用したビジネス戦略策定の手法は、日本ではIPランドスケープ、韓国ではIP R&Dと呼ばれ、現在様々な研究が進められています。

### 2. 事例

韓国特許庁は9月13日に、「2023年商標ビッグデータカンファレンス」開催について公表を行い、その中で、商標ビッグデータ分析による戦略についての事例を紹介しました。ここではその事例を紹介したいと思います。

事例の紹介の前に、理解を助けるために簡単に商標制度について説明しますと、商標は、例えば「JETRO」のような企業のロゴなどを登録する制度であるのですが、単純にそのロゴだけを登録するわけではなく、ロゴなどの情報とともに、「区分」と呼ばれるカテゴリーを指定して、登録する制度になっています。例えば、「JETROのペンキ」という塗料のロゴで商標を登録する場合は、第2類「塗料」を指定して出願し、審査を経て登録となります。この組み合わせを見ていくと企業戦略も理解できる事例が存在します。

#### 2.1. 自動車関連企業の事例

自動車関連企業である、テスラと現代自動車は、いずれも自動車関連の分野において商標を取得していました。ところがある時点から、西洋料理のレストランに関する区分でも商標を出願しています。この情報からは、自動車の種類が電気自動車へと変化し、レストランでの食事に充電を可能とすべ

く、レストランに充電スタンド等の設備を設置するスタイルのビジネスモデルとする点が予測されます。韓国特許庁の公表記事では「顧客ニーズに答えるオーダーメイド型サービス業まで事業拡張していくことを、商標を通じて予め確認することができた。」と紹介されていました。

#### 2.2. 化粧品・医薬品関連企業の事例

医薬品関連企業であるジョンソン・エンド・ジョンソンは、医療についての商標を取得していたところ、ある時点で、仮想現実・拡張現実に関する商標を出願・取得しました。このことから、ジョンソン・エンド・ジョンソンは、リアル医療から事業領域を広め、仮想空間における手術に関する教育事業などに展開していることが予想されます。また、韓国特許庁の公表内容には、同様に化粧品関連企業についても言及され、「従来の化粧品、医薬品業界から拡張し、仮想化粧品や仮想手術など仮想現実に係る業種に新規進出する可能性を商標から予測することができる。」と紹介されていました。

### 3. IPランドスケープ、IP R&D

上記で紹介した事例は、シンプルに特定企業の商標の出願動向を見て企業戦略を考えた事例になります。この他にも、複数の業界企業の情報をビッグデータとして解析したり、複数種類の情報を組み合わせ、将来の予想を立て、事業戦略を検討したりすることもあります。非常に有効な手法ではあるのですが、実際にどのような手法を用いてIPランドスケープ等の分析を行うのかは、個々の分析者のノウハウであったり、用いる情報元が特定企業の機密事項であったりすることも多く、公になりづらい性質があるのが難点となります。

### 4. 関心が高まったら

今回の記事でIPランドスケープに関心が高まった方もおられると思います。自社での分析を行うには、専門的知識が不足しているという場合は、特許事務所などでIPランドスケープを用いた支援を行うところもありますので、専門家の支援を求めるのも選択肢です。また、JETROソウル事務所では、これらに関するニュース情報やセミナーなども開催していますので、適宜HPをご参照いただければと思います。IPG

日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所 副所長 大塚 裕一(日本国特許庁知財アタッシュ)  
2002年日本国特許庁入庁後、特許審査官・審判官として審査・審判実務や管理職務に従事。  
また特許庁 総務課・調整課・審判課での課長補佐、英国ケンブリッジ大学 客員研究員、(国)山口大学大学院技術経営研究科准教授、(独)INPI知財人材部長等を経て現職。